

評価結果の積み上げ等について（案）

1 事業所・施設における評価結果の取扱いについて

(1) 評価結果の積み上げ

事業所・施設における評価について、評価項目間で評価時点があまりに離れていると、同一時点での能力評価とならないのではないかと懸念されている。

原則半年以内であれば、レベル認定申請を可能とする。

その一方で、長期間評価できないチェック項目があるために、レベル認定申請できない、評価したチェック項目が無駄になる、といったことがないようにすべきではないかと懸念されている。

半年を経過しても、レベル認定基準に必要な評価をすべて終了していない場合は、実施機関において必要事項の記入等のチェックをした上で、評価結果を登録することとする。

登録単位をどうするか（例：小項目）

レベル認定申請までの期間をどうするか（例：評価開始から一年以内）

(2) ユニット単位の認定申請について

必ずしもレベル認定基準に必要な評価をすべて終了していなくても、途中でユニット単位での認定を受ける（注）ことも可能とすることとしている（転職等の際の就職活動への活用を想定）（第7回WGです）。

（注）評価基準を分割したもの、例えば小項目単位で認定を受ける。

2 手数料について

レベル認定申請の場合とユニット単位での認定申請の場合について、申請手数料は同額とする。

上記1（1）の場合、登録手数料を徴収することとする。

登録手数料の取扱いについてどうするか。

案1：レベル認定手数料とは別に登録手数料を徴収する。

案2：登録手数料を納付した場合は、レベル認定手数料の額は登録手数料の額を引いた額とする。